

一般労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可に
係る資産要件の審査方法の見直しについて

一般労働者派遣事業における資産要件の見直しについて

法人の場合 (現 行)

直近の年度決算書で資産要件を確認

- ・ 基準資産額が2000万円以上
- ・ 現金預金額が1500万円以上

直近の
決算書

資産要件を
満たさない
場合

■ 基準資産額が増加する旨の申し立てを認めている

① 市場性のある資産の再販売価格の評価額が基礎価格を上回る旨の証明書の提出

② 増資

③ 中間決算書の提出

■ 現金預金が増加する旨の申し立てを認めている。

○ 残高証明書の提出

資産要件を満たさない場合、直近の年度決算書の額をベースに資本、現・預貯金の増加額により基準資産額を算定しているが、負債の変動は、考慮していない。

法人の場合 (改 正 案)

直近の年度決算書で資産要件を確認

- ・ 基準資産額が2000万円以上
- ・ 現金預金額が1500万円以上

直近の
決算書

資産要件を
満たさない
場合

22年度
中間決算
又は
月次決算書

■ 基準資産の額が増加する旨の申し立てを認めない。

ただし、中間決算書又は月次決算書の提出を認め、その決算書において現金・預金額を判断する。

※ 公認会計士の証明が必要

資産の要件を満たさない場合、直近の年度決算書の額を基本に増額のみを確認するのではなく、中間・月次決算書により、資産と負債の状況を確認する。

個 人 の 場 合

青色申告での納税者の場合

青色申告者は、貸借対照表を作成しているため、貸借対照表及び納税証明書を提出してもらう。

白色申告での納税者の場合

白色申告者は、貸借対照表がないため、個人の預貯金の残高証明及び固定資産の証明書を提出してもらう。

現行どおり

職業紹介事業における資産要件の見直しについて

法人の場合 (現 行)

直近の年度決算書で資産要件を確認

- ・ 基準資産額が500万円以上
- ・ 現金預金額が150万円以上

直近の
決算書

資産要件を
満たさない
場合

■基準資産額が増加する旨の申し立てを認めている

- ①市場性のある資産の再販売価格の評価額が基礎価格を上回る旨の証明書の提出
- ②増資
- ③中間決算書の提出

■現金預金が増加する旨の申し立てを認めている。
○残高証明書の提出

資産要件を満たさない場合、直近の年度決算書の額をベースに資本、現・預貯金の増加額により基準資産額を算定しているが、負債の変動は、考慮していない。

法人の場合 (改 正 案)

直近の年度決算書で資産要件を確認

- ・ 基準資産額が500万円以上
- ・ 現金預金額が150万円以上

直近の
決算書

資産要件を
満たさない
場合

■基準資産の額が増加する旨の申し立てを認めない。
ただし、中間決算書又は月次決算書の提出を認め、
その決算書において現金・預金額を判断する。
※公認会計士の証明が必要

22年度
中間決算
又は
月次決算書

資産の要件を満たさない場合、直近の年度決算書の額を基本に増額のみを確認するのではなく、中間・月次決算書により、資産と負債の状況を確認する。

個 人 の 場 合

青色申告での納税者の場合

青色申告者は、貸借対照表を作成しているため、貸借対照表及び納税証明書を提出してもらう。

白色申告での納税者の場合

白色申告者は、貸借対照表がないため、個人の預貯金の残高証明及び固定資産の証明書を提出してもらう。

現行どおり